

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年8月1日時点で利用可能な行政サービス等を掲載しています。
- ・掲載されていないものについても、現在、市町等と調整中であり、調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためにはパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービス利用においては、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が不要場合があります。

3 縣市町別サービス一覧【菊川市】

(令和8年8月1日現在)

No.	制度等名称	宣誓書受領証等の提示		問合せ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	市営住宅の入居申込み	○		都市計画課	0537-35-0957	
2	犯罪被害者等支援見舞金（遺族見舞金）	○		地域支援課	0537-35-0925	
3	メモリアルカードの交付	○		市民課	0537-35-0917	
4	後期高齢者医療制度		○	市民課	0537-35-0915	
5	国民健康保険制度		○	市民課	0537-35-0915	
6	住民票の続柄	○		市民課	0537-35-0917	
7	自動車税の減免に伴う生計同一証明		○	福祉課	0537-37-1252	
8	自動車税の減免に伴う常時介護証明		○	福祉課	0537-37-1252	
9	DV相談		○	福祉課	0537-37-1251	
10	ひきこもり相談		○	福祉課	0537-37-1251	
11	生活保護		○	福祉課	0537-37-1251	
12	生活困窮者自立支援事業		○	福祉課	0537-37-1251	
13	おいしい菊川茶普及事業（結婚・パートナー記念品（茶器）贈呈）	○		茶業協会・茶業振興課	0537-35-0944	
14	災害弔慰金の支給	○		福祉課	0537-37-1123	
15	災害援護資金の貸付申請		○	福祉課	0537-37-1123	条件付きで利用可：同一世帯であること
16	公立こども園等の送迎		○	小笠北認定こども園	0537-73-2004	
17	市町職員の特別休暇・介護休暇	○		総務課	0537-35-0921	
18	市町職員の慶弔見舞金	○		総務課	0537-35-0921	
19	罹災証明の交付申請		○	税務課	0537-35-0913	条件付きで利用可：住家の居住者、使用者、一時滞在者、所有者等の申請によるものとし、世帯主に交付する